

厚生・産業常任委員会
平成24年6月13日(水)
病院事業庁・健康福祉部

小児保健医療センター将来構想の検討について

昭和63年の開設以来、難治慢性疾患患者の治療・ケア・保健を中心とした高度専門医療を提供してきました。この間の医療技術の急速な進歩により開設時と比べ重症患児が増加しており、また、発達障害児への対応、成人となった患者への切れ目のない医療の実現などが求められています。

このため、小児保健医療センターを取り巻く現状と課題を整理するとともに、当センターが「果たすべき役割」や「必要な医療機能」について健康福祉部と共同で検討し、病院機能を見直すこととした。

1. 病院を取り巻く現状と課題

小児科医、児童精神科専門医の不足や医療技術の急速な進歩に伴い開設時に比べ重症患児が増加するとともに、発達障害児の診断・治療への対応や成人となった患者に対する切れ目のない支援の必要性など県民ニーズが大きく変容している。

2. 現在の小児保健医療センターの役割

一般病院では対応が困難な障害児医療、小児慢性・難治性疾患を中心とした高度専門医療や心身に障害を有する子どもの早期発見および治療・訓練、また療育部の運営等を実施してきた。

3. 将来構想の検討の必要性

昭和63年の開設以来、医療環境および県民ニーズに対応した医療機能の抜本的な検討が行われていない状況にあり、限られた医療資源を有効に活用して、多様化する医療ニーズに適切に対応するための検討を行い、今年度策定の保健医療計画に反映する必要がある。

また、児童福祉法の改正に伴う対応として、児童福祉施設である療育部のあり方についても検討していく。

4. 平成24年度の取組

○将来構想検討委員会の設置

外部の有識者、医療従事者、県庁関係課等10名程度の委員会を設置し、県立病院としての役割を踏まえた検討を行い、センターに求められる医療機能について検討し、提言をいただく。

○将来構想検討プロジェクトチームの設置

センター内各部署から20名程度のプロジェクトチームを設置し、現場目線から患者ニーズや望ましい医療提供体制を検討し、将来構想検討委員会の議論を踏まえセンターの方向性を検討する。

5. 検討のスケジュール（案）

- ・6月下旬 各検討委員依頼・説明
- ・8月 第1回委員会（現状課題、検討内容、検討方法などの確認）
- ・10月 第2回委員会
- ・12月 第3回委員会
- ・2月 第4回委員会（とりまとめ）